

平成20年6月

第2回安堵町議会定例会会議録

平成20年6月18日(水) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 0名

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課長補佐	大 星 義 博	産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 安堵町農業委員会委員の推薦について

日程第 2 発議第 1 号：斑鳩町との合併協議推進を求める意見書

日程第 3 一般質問

日程第 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

日程第 5 諸般の報告

再 開 午前10時

議長（吉田宏至） おはようございます。
ただいまの出席議員 12名です。
定足数に達していますので、これより本会議を再開します。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程にしたがって、議事を進めてまいります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「安堵町農業委員会委員の推薦について」を議題と致します。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号により、農業委員会の所掌に関する事項につき、学識経験を有する者4人以内を議会が推薦することになっております。

議長（吉田宏至） 松本議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、本審議終了まで退席を求めます。

（松本議員退席）

議長（吉田宏至） お諮りします。

議会推薦の農業委員は4人とし、
藤井信幸君、 住所 ■■■■■■■■■■、
松本正弘君、 住所 ■■■■■■■■■■、
井上良雄君、 住所 ■■■■■■■■■■、
山口圭司君、 住所 ■■■■■■■■■■。
以上の方を推薦したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 「異議なし」と認めます。

よって、議会推薦の農業委員は 4 人とし、
藤井信幸君、松本正弘君、井上良雄君、山口圭司君。
以上の方を推薦することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 2 発議第 1 号：「斑鳩町との合併協議推進を求める意見書」
を議題と致します。

本案について趣旨説明を求めます。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

（森田議員、登壇）

4 番（森田 瞳） 趣旨説明をさせていただく前に、今回合併に対する意見を求める議案を提案させていただくに至りました経緯を若干説明をさせていただきます。本年の 5 月 8 日に議員全体協議会そして 5 月の 14 日奈良県との議員の勉強会。そして 6 月 3 日議会運営委員会、6 月 10 日全体協議会、こうした中でいろいろと斑鳩町との合併を求める意見について議員全体いろいろと協議も致し、また、今の時期として良いのか、そしてまた、時期が早いんじゃないか、遅いんじゃないかなというような意見。また、どういう形で合併ということについて斑鳩町の議会そしてまた、斑鳩町の行政側に話を持って行くかというような内容につきまして、種々いろいろな 12 名の安堵町の議員の皆さん方から御意見を拝聴致しながら、最終的に今般ここに賛同をいただきました全員の議員の皆さん方の本当に断腸の思いで全員の決断の同意を得たわけでございます。そうした中で、議員の皆さん方の御協力についてまずもって御礼を申し上げたい。かように存知あげます。

それでは只今から発議第 1 号を朗読をさせていただきます。

発議第 1 号：斑鳩町との合併協議推進を求める意見書

このことについて別紙のとおり会議規則第 12 条の規定により提出します。

平成 20 年 6 月 18 日提出

安堵町議会

敬称は失礼ながら略させていただきます。

森田 瞳、吉田宏至、岡田裕明、吉田忠世、松本正弘、溝脇久利、溝本 隆、岸田充隆、山岡 敏、安井 修、松田和代、田中幹男以上でございます。
めくっていただきまして、斑鳩町との合併協議推進を求める意見書

昨今、地方分権が強力に推進される中、特に小規模町村は将来見込まれる人口の減少化や脆弱な財政基盤に加え、行政組織の効率性や専門性が求められるなど行財政運営全般に亘り深刻な課題を抱えている。本町でも同様の課題を抱えており、特に財政面においては今後も地方交付税の削減などによる歳入の減少、少子高齢化に伴う扶助費等の増加が見込まれ、より厳しい財政運営が迫られる。

このような状況において、今後も安定的な住民サービスの提供のためには行財政基盤の強化が必要であり、「市町村合併」は有効な手段である。斑鳩町と安堵町は、「和を以って貴しとなす」の教え、聖徳太子の世界文化遺産、法隆寺をはじめとする歴史、文化のつながりが特に深く、安堵中学校の校歌にも、「斑鳩のとみの小川伝え来し、聖のおしえ…」と歌われ、富雄川のせせらぎが心を和ませている。

今後、両町における新たな地域社会の構築や連携は安堵町域においてもその恩恵を受け、新たな展望の可能性があると考える。

よって安堵町議会は、本町をとりまく様々な社会的環境（歴史・地理・経済等々。）の発展に密接なるつながりのある斑鳩町との合併は不可欠であると考え、合併協議を早期に推進することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 18 日

奈良県安堵町議会

斑鳩町長 小城利重 殿

斑鳩町議会議長 中川靖広 殿

以上でございます。議員全体の改めての本会議での御賛同よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これから、質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 今後の合併の推進におきましては、議会が一丸となって協議、また、議論しながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

議長（吉田宏至） 日程第 3：「一般質問」を行います。
一般質問をされる方を申し上げます。
山岡 敏議員、田中幹男議員の 2 名です。
順序につきましては、受付順に行います。
なお、質問時間は回答時間を含め 40 分と致します。

議長（吉田宏至） 山岡 敏議員の一般質問を許します。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） 2 番山岡 敏でございます。
牛糞問題について、再度お伺い致します。
昨年の 9 月並びに今年の 3 月にもこの問題について質問をさせていただいております。行政側の対応等はですね、過去二十数年間に亘って現在に至っております。現在この過去 20 年間の議事録を全て見させていただきまして、一つの冊子にして持っております。いろいろと行政側も対応に苦勞しながらも、また、業者の方もそれに対応しようという努力は年々ごとに改善されていることは事実でございます。しかし、私が言いたいのはこの前の 3 月議会に質問させていただいたように、やはり行政側だけでは非常に難しい点もあると思います。したがって県庁にも何回か足を運ばせていただきました。私の言いたいのは不法投棄やないかと。せつかく行政側から施設に対する補助金をもらって、そういう施設がちゃんとし

たものがあるのに正しく使わんと不法投棄をしていると。この不法投棄に対して僕は怒りをもっております。と言いますのは、どのような形で不法投棄をされるのか、その点について今回はお聞きをしたいと思います。まず第一点目として、その不法投棄は法律違反であるということを業者側は知っておられるのか。また、どのように感じておられるのか、その点についてお答え願います。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 廃棄物処理法第 16 条に基づき、牛糞の垂れ流し等です。畜産業者として設備の洗い水等多少に関わらず廃棄物を流すということは不法投棄になるわけでございまして違反でございます。それは業者としても「地域住民には大変御迷惑をかけているということは十分認識している。」ということで私の方は確認しております。以上でございます。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） 行政側は何回か対応されて、また、業者との話し合いである程度ことは分かっておられるというか。しかし、われら住民にとっては、業者どんな考え持っているんだと。この認識があるのかということを折衝されてどんな感じですか。その点よろしく。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 罰則につきましては、業者の反応は告訴また、検挙された後、最終的に判決後は廃棄物処理法第 25 条か、また、32 条の罰則刑ということを科せられるということは充分認識しております。ですから、というのでもないんですけど、二十数年来の問題を解決するために、畜産業者の昨年から自主的に移転計画を推進されて、県融資を受けるように努力されて、移転先の交渉も随時進められております。何せ時間が要しますので、町の行政としましては動向を静観視しているのが現状でございます。

以上でございます。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） ありがとうございます。

なぜこれを非常に取り上げているかと申しますと、大部分の方は御存知だろうと思います。これからがわれらが一番つらい時期を迎えると申しますか。と言いますのは、クーラーを入れるのはちょっとまだ早い。そうするとどうしても窓を開けざるを得ない。窓を開けて、もしこれを投棄されたら。最近も 9 日にも不法投棄されております。僕もしょっちゅう見に行くんですけども直ぐ臭いがします。そらもう一遍ね食事しているときにこの臭い嗅いで食事して御覧なさい。とても居てられないですよ。直ぐ窓閉めないかん。ところが閉めてもなかなか抜けてくれないわけですね。だからそれが分かった時点ではもう遅いわけなんです。

だからそういう意味でやはり我らとしたら行政側も辛いだろうけども、こういう昨今非常に厳しい状況の中で不法投棄する方が、自分とこの営利の目的としてですね、されているんだろうと思いますけども、受けてる住民側としては非常に辛い立場になってくるわけですね。どうしてもクーラーを入れないかんと。今の時期からクーラーを入れていると、やはりこれだけガソリン等がですね高くなって非常に辛い状況の中で、例え 1 箇月でも早くクーラーを入れるということは生活面においても非常に辛いという、その意味から言うてやはり不法投棄はやめてほしいと。これがもう切実な訴えなんです。業者がどっか行けとか。そういうような訴えじゃなくて、要はそういうちゃんと補助をもらってできた施設をもっとやっぱ有効に活用して。この点は行政側としてですね、業者との接触の中で何か進展がありそうな問題がありますか。その点よろしく。

産業課長（寺前高見） 議長。

議長（吉田宏至） 寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） 当該業者の施設移転に係る進捗状況について報告させていただきます。

昨年より施設移転計画が持ち上がり、県畜産課、県畜産会の指導の下、事業計画並びに資金計画、そしてもっとも重要な移転先につきましても、移転先の業者にも協力を得ながら移転ができるよう行政と当該業者が一体となって努力している状況であります。また、当該業者におきましてもコンサル会社・不動産業者とともに各関係機関に頻繁に足を運んでおります。また、今年 4 月より畜産課におきまして当該業者に係る移転問題専任員を配置していただき、事業面・資金面か

らのアドバイスの強化を図っております。なお、近日中…。実は明日畜産課の専任員と当該業者、当町の私と3者会議を打ち合わせをする予定で今進んでおります。以上でございます。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） 今の回答に対して非常にありがたい御言葉いただきました。

これが現実となれば、これにこしたこと無いと。私も非常に喜んでいる次第でございます。行政側の方もいろいろな辛いところもあろうだし、また、業者の方も事情があるかと思えますけども、やはりその法律は法律でございますので、そういうその不法投棄だけは僕は避けてほしいと。これは根強く行政側も業者側に対してですね対応していただきたいということをお願いして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（吉田宏至） よろしいですか。

議長（吉田宏至） これで、山岡議員の一般質問を終わります。

議長（吉田宏至） 続いて田中幹男議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番田中幹男です。

通告書に従いまして三点質問させていただきます。

まず一点目ですけども、し尿処理の問題であります。この問題については今年の 11 月だったと思いますが、議員で研修を行いましたけども、実際上は金額経費の問題で「安堵町独自で」て形は出来ない中、去年の 2 月からですね、し尿の海洋投棄が禁止され、民間に委託せざる得ない状況となっております。今、八光海運という最終処分業者をお願いしているわけですけども。この 2 月から言っ

みりゃトン当たり 9 千円だったものが 4 万円と。4.5 倍に迫る経費が掛かっております。年間では 3 千万円が 1 億 2 千万円と、実に 9 千万の負担増となっております。また、今年度はトン当たり 3 万 6 千円ということで、年間 1,200 万円以上の経費削減に行政も努力されたということを承知した上で今後の軽減策についてお尋ねを致します。

経費的に考えた場合ですね、安堵町は中継地はありませんから、この点は金額掛かっていません。あと運搬費の問題がありますね。それと最終処分の施設の維持管理ということでお金が掛かると思います。去年は 4 万円でした。今年については 3 万 6 千円と、トン当たりですね。の手数料が掛かります。この積算根拠についてね是非明らかにしていただきたいというふうに思います。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 先生の質問について、し尿・汚泥の運搬方法ですね。また、積算根拠ということで、従来から町内の収集委託業者の地下貯留タンクですね 20 トン。汚水層から 20 トンのタンク積載車両に積み替えて、高速道路西名阪経由で此花区安治川右岸より八光海運自社ですね。船舶にポンプ圧送で積み替え、また、海上航路輸送にて熊本県搬入許可済みの上天草市の八光海運専用の護岸まで運搬して、また、八光海運の最終処分施設等で機械乾燥、堆肥化处理ということで。

先生が言われたとおりトン当たり 4 万円ということの税抜きで委託しておりましたが、本年 4 月 1 日よりまた、これが兵庫県の養父市というところに自社の搬入許可済みの八光海運の最終処分地施設でございますが、そこに低希釈二段活性汚泥法及び高度処理にて堆肥化处理当たりトン 3 万 6 千円で税抜きでございますが。その積算根拠で八光海運株式会社、委託業者でございますが、その方と企業努力もされまして、海路から一般道路の航路輸送ということで、兵庫県養父市に 19 年度末に最終処分地を設置されたところに陸路で運搬ということで移行しての処理方法によって、県内及び近隣民間の企業の単価情報も比較して、一番妥当なということで企業採算単価の見積を取りまして、トン当たり 3 万 6 千円税抜きでございますが安価ということで、地方自治法施行令第 167 条の 2 項第 4 号及び第 5 号の根拠にて、また、実績の評価の上で八光海運に引き続き行政目的のため随意契約で委託させていただいております。この業者につきましては、国の合特法（※「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」のこと。）ということで縛りがございまして、この業者間のこういうことでのいろいろの区間、地域の精密な取り決めということでやっておるということを私の方も判断した結果、一番安価であるということで 3 万 6 千円の積算根拠で行政目

的で委託ということになりました。

田中先生の先ほどの民間企業でもっと安いとこは無いかということであれば、反対に行政としましては紹介し、また、許可・認可ということの業者であれば是非この機会をもちまして、御紹介をいただきましたら幸いかと存じます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） この契約の条件知らないで、何ともこの計算しようがないと思いきすけども、概略ちょっと説明させていただきますけども。これはですね、兵庫県の養父市の施設を活用しているわけですね。昨年の 9 月にこういう話が八光海運という業者からありまして、八光海運さんが養父市の方に設備をできる形の 1 億 5 千万円を寄附しているというところから始まっております。養父市と八光海運の契約内容は、八光海運から養父市へ毎年固定で 1 億円と。それから市内搬入量掛ける 1 トン 6 千円当たりのものを支払う形になっております。また、逆に養父市から八光海運には、処理委託として 1 億円という金が出ております。

これに基づいて私試算をしたわけですが、今、安堵町では 20 トン車で運んでいるということでもありますけども、ちょっとこういうものを運ぶ規定は直接無いようなんで運輸業の規定でね計算しますと、運搬費がですね、この安堵町の 19 年度の処理量から計算しますと 2,580 万円になります。施設維持管理については処理費が 1,968 万円。あと経費ですね、ランニングコスト 1,710 万円と。トータルで 6,258 万円と。それと、八光海運さんが始めたときに 1 億 5 千万円の先行投資をすると、これを 5 年で償却した場合に 1 年、3 千万円と。処理料から案分しますと安堵町は 540 万円と。それから固定の使用料 1 億円というのが八光海運さんが養父市の方に払っていると。これも案分で 1,800 万円と。合計で 8,598 万円というのが言ってみりゃ充分採算の取れる数字だと。去年の実績から計算した場合ですね。今年はもっと 3 千と切るような形になると思いますけども。

それと同時にですね、養父市の処理料として 1 億円払われていますけれども、市内の値段で通算しますと実際には 4,900 万しか使っていないという計算になります。としますと、八光海運から養父市へいってる 1 億との相殺ではなかろうかというふうに考えられます。そうしますと実際に安堵町の処分量から計算致しますと 7 千万前後でね、高くても 7,500 万で充分採算が合うという計算になります、今。昨年 4 万円トン当たり。今年については 3 万 6 千円ということになりますけども、実際上はトン当たり 2 万 2 千円でも成り立つという計算になります。最大見積もって最大 4,500 万円の差が出てきます。もちろん人が喜んでね、やる仕事

じゃありませんので、「合特法」という法律もあります。そういう中でね、もちろん多少の便宜も図るのも必要だろうとは思いますが、やっぱりこの財政難ね。やっぱりちょっと大きすぎないだろうかというふうに私は率直に思います。

この会社 1 年間で 2 億から 3 億儲けているという数字が出ます。その辺はね、やっぱり町としてちゃんと試算をしていただいてね、そういう試算もされていないようですしね、はっきり言わせて。何が妥当なのか再交渉していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 田中議員のおっしゃることは企業の積算で、採算ベースではそういうことも当然あるかとは思いますが。この先ほども言いましたように、この業者につきましては許可業者でございます。やっぱり損してまでこういう企業はできません。ましてやこの需要と供給ということで処理量が段々減っていく中で、国の方も手厚い「合特法」という法律があって、企業を守らなければならないというこの制度がございますので、その先生がおっしゃる採算ベースは、トン当たり 2 万 2 千円で十分事足りるということなんです、いかんせん、これを私 12 月の議会でも言いましたように、これを自力建設で町が建てるとなれば、この金額で到底いきません。ましてやランニングコスト、処理する量が減っていく中で、これは必然的にこの金額では到底処理できない。自前で自治体が造るについては、建設費、また、国の許認可ということで到底できません。だからそういった意味で従来からこの業者に委託しておるということで、やっぱり実績がございます。

先ほど先生が言った 20 トン車ということで、このタンクローリー、また、車検証も提示されて、うちの町から。町というても民間の委託する業者さんが持っている中間貯留槽から随時抜いて、また、運搬ということで行程過程が、先生がおっしゃった処理金額につきましては、その処理する金額だけで、その前後の処理費、また、業者さんの設備投資等は踏まえておりませんので、私といえどもその 2 万 2 千円の根拠というものは、私はちょっと疑問かなと思います。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 設備投資は私が入れているわけですよ。1 億 5 千万先行投資したと

ということで、一応 5 年で償却した場合に、1 年、3 千万とこういう計算で安堵町の処理量において案分させていただいているわけです。

もちろん今ね、課長が言われたような点も重々あると思いますよ。ただ、やっぱりね、ちょっと金額が大き過ぎると思いますな、はっきり言って。企業の儲けが。その点はね、やっぱりもちろん町のね、財政が豊かならそれもいいかも知れませんが、これだけひっ迫した財政状況になっているわけですから。やっぱり業者と折り合いをつけていただくことが本当に必要となっていると思うんですが、その辺はどういうふうに思っているのでしょうか。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） この海洋投棄の廃止ということで、私の方も県の廃対課の方に指導を受け、また、県の廃対課の方で今その時点の国の許可をもっている処理施設。私のとき説明させていただきましたが、青森県の下水処理業者でございます。

それでも、その時点でトン当たり 3 万 3 千円のそれは処理費のみです。奈良県からその青森県まで陸路で運ぶ場合には高速道路。短期間で運ばなければならいので、それについては高速料金を使うと運搬等トン当たり 12 万円と説明したかと思います。だからその時点においても県の指導、私の方も的確に受けた上でトン当たり 4 万円というのが妥当な線じゃないかということで、私の方もその業者さんに誠意を示していただいたという観点から、委託業者ということで判断させていただいて、町長の方から決裁いただいたという行程でございます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 私の運搬費というのは、これ過大に出してこういう数字出てくるんですよ。運送業で言いますとね、安堵町と養父市とが大体 180 キロぐらいあるわけですけど、2 トン車の場合 9 万 3,550 円なんですわ。運送料でいきますと。それに汚廃品ということで 4 割り増しと、更に特殊車両ということで 2 割増しと、普通の運搬業務より 6 割り増しで組まれているわけですね。そうしますと 1 台 15 万 7,164 円というのがこの 20 トン車のタンクローリーですか。の金額になるわけです。その計算に基づいてやってる。これでも過大な数字を入れているわけですよ。だから充分採算が合ってるんです。はっきり言って。

是非ともですね、そういうこと考えながら、経費節減のために一層の努力をお願いしたいと思います。

一番それで終わりますけども。二番目ですけども、今安堵町各地で公共下水道の工事をやられているわけですけども、やっぱりこのし尿処理という多額な金が出ているわけですから、一刻も早く公共下水道の整備ってことが大変重要になってくると思います。そういう意味で今後の予定計画をお願いしたいと思います。

理事（山崎文生） 議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは説明させていただきます。

安堵町公共下水道事業の計画につきましては、認可面積 200ha、認可人口 9,000 人、事業期間平成 2 年より平成 28 年度全体事業費 70 億円、管渠延長 49.6km の計画であります。

平成 20 年 5 月末までの整備状況につきましては、整備面積及び供用面積は 11.3ha、整備管渠は 29.4km、処理区域内人口 5,943 人、現在人口 8,050 人、普及率 74%。これにつきましては、処理区域内の人口÷町内人口ということで一応工事の完了した部分ということであります。

水洗化戸数 1,012 戸、水洗化人口 2,964 人、水洗化率 50%。これにつきましては水洗化人口÷処理区域内人口であります。また、今年度事業と致しましては、笠目地区、東安堵地区、岡崎地区、窪田地区等の整備を行う予定でございます。

今後につきましては、未着手地区小泉苑団地の整備につきましても早期完了を図れますよう鋭意努力致したいと思っております。以上です。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 今小泉苑の話でましたけれども、私が聞いて話によりますと、役場から 2028 年までに整備するというかなり長い先の計画を言われたという話を聞いております。この点についてはどうなのでしょう。もっと早期にやる必要があるかと私は思っておりますけどもいかがでしょうか。

理事（山崎文生） 議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） 小泉苑地域につきましては溢水地域でもありますし、現在計画では郡山市の領域へ流す予定でございますけども、22年度の計画で若干検討課題として安堵町側へ流してという考えの見直しを考えておりまして、それ以降ということで24年以降から掛かっていけば早くてそれぐらいになるかと思っております。それと一応下水道事業に関しても、一応限られた予算内で効率よく整備していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） 是非とも良い方向で検討していただきたいと思います。

次に二番目の質問に移らせていただきます。

二番目は街灯の問題でございます。これは柿の里団地から法隆寺の駅へ、笠目の方へつながる道、田んぼの中の道のことですが、この間いろんな関係者によって5灯が設置され、以前から比べれば大変良くなったというふうに思いますが、まだまだ法隆寺の大池周辺あたりはかなり暗いということがあります。

私は歩いてみたんですけども、最低でもあと3灯ぐらい付けていただきたいというふうに思っているわけです。

私は若草の里団地に住んでおりますけども、団地の人からもたくさんの要望が出ております。若い女の子が夜8時、9時に自転車で帰ってくる。非常に怖い道です。昨今いろいろ重大な犯罪も全国を見ますとね、新聞紙上賑わせているわけですが、安全、安心な街づくりという意味合いで、この問題は急務となっているというふうに私は考えておりますけども。また、私の住んでいる自治会で聞いた話によりますと、今街灯によって農業に田んぼや畑に与える影響について調べておるとい話をされております。この辺含めて今後の予定をお願いしたいというふうに思います。

理事（北田秀章） 議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） お答え致します。

まず防犯灯ということについて地域住民の安全と犯罪の抑止ですね、必要であるということは考えております。

御質問の柿の里団地から笠目の佃池までの道路、町道西安堵23号線となっております。

ります。一応これ今おっしゃったように農道でございます。この防犯灯につきましては平成 17 年 3 月末に防犯灯 3 灯を設置しております。充分でないとおっしゃっている地域の部分はこの佃池周辺の未設置の部分であろうかと思われるんですけれども。当時関係大字の区長さん、また、自治会長さんらが耕作者の同意を得て 3 灯を設置したものでありますが、この時、この設置の部分につきましては耕作者の同意を得られなかったということを聞いております。もし、この時に同意を得られておれば当然この時に町としても設置致しております。その当時、その折に引き続き耕作者の方と協議をして同意が得られれば、町の方へもまた、お願いするということを聞いております。今現在まではちょっと無いんでございますけれども。

ということで、今すぐの設置はこれは出来ないものと考えております。

同意が得られるということになりましたら、これ町としましても予算の関係もありますけれども、先程からおっしゃっておるように予防ということで設置に向け検討していきたいという考えをもっております。以上です。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 私どもも是非ね、その農家の人に同意を得るために努力をしていきたいと思います。是非町としても前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に後期高齢者医療制度について質問させていただきます。

非常に評判の悪い制度で、与党自民党なんかから見直せという意見も出ており、また、医師会なんかは全国で 30 の県の医師会が反対を表明。奈良県の医師会も反対をし、自治体でも 600 に上る自治体が反対ないし修正の意見書を挙げております。私は今いろんな国会の複雑な状況で変な状況になっておりますけれども、この制度については一旦廃止して新たな枠組みを考えていくべきだというふうに思いますけれども。

この間 12 日の日ですかね。この一般質問締め切りの日ですから 12 日ですね。その日に県の広域連合に対して共産党の議員団として廃止を求める申し入れを行っております。是非、特に島田町長さんをお願いしたいんですけども、こういうやっぱり悪い制度はね、一回廃止して本当にゼロから考え直すことだろうというふうに私は思います。その辺について町長の意見をお聞きしたいと思います。

町長（島田悠紀夫） まず最初に言っておきたいのは、これはあくまでも国策であるということです。いち安堵町のみではどうにもならないと。

おっしゃっている趣旨はよく分かっておりますし、参議院ではこれは廃止するというので、21年から廃止するという法で議決されておりますけど。全国の町村会としても種々これに対して疑問点の問題につきましては、国に申し上げておるところでございます。しかし、まだ議員のおっしゃっているように確実な回答はいただいておりますので、また、私どもと致しましても、不備な点があればそれなりの対応を考えていきたいとかように思っております。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） こういう制度を作られてね、やっぱり一番困るのは実際上は役場の窓口に座っておられる職員さんが一番困っているんだというふうに私は思うわけですね。そういう意味では非常に気の毒な立場ですよ。だからそういう人たちが悩まないようなやっぱり制度にしていくべきですね。当然この制度は私は今衆議院で共産党を除いた野党が審議をボイコットする中で、審議ができていない状況でありますけども。何としても廃止していくことが私は必要だろうと思います。

以上をもちまして質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（吉田宏至） これで、田中議員の一般質問を終わります。

議長（吉田宏至） これで一般質問を終結致します。

議長（吉田宏至） 日程第4：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題と致します。

議会運営委員長から委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（吉田宏至） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

議長（吉田宏至） 「異議なし」と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第5：「諸般の報告」を行います。

議会からは、ございません。

次に、行政報告、何かありますか。

(「報告なし」との声)

議長（吉田宏至） これで諸般の報告を終わります。

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第2回安堵町議会定例会を閉会します。

閉 会

午前10時48分
